

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年11月5日(2020.11.5)

【公開番号】特開2019-162558(P2019-162558A)

【公開日】令和1年9月26日(2019.9.26)

【年通号数】公開・登録公報2019-039

【出願番号】特願2019-127922(P2019-127922)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 2 B

【手続補正書】

【提出日】令和2年9月11日(2020.9.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

乱数抽選で当選した場合に遊技者に有利な特別遊技を実行可能に構成し、

電源遮断時にその直前の遊技情報を保持するバックアップ処理を実行可能であり、

電源投入時に、前記バックアップ処理により保持された前記遊技情報に基づいて遊技を

開始することが可能な

遊技機において、

遊技実績に基づいて算出される所定情報を表示可能な特定表示手段を備え、

前記遊技情報が記憶される第1記憶領域と、

前記所定情報が記憶される第2記憶領域とを有し、

前記特定表示手段は、電源投入後、前記所定情報の表示を開始するよりも前に確認表示を所定時間実行し、

前記確認表示中に、前記第2記憶領域の異常チェック処理を実行可能であり、

更に前記確認表示中に、遊技実績に基づく前記所定情報の算出に関するカウント処理を実行可能である

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

このように釘調整の禁止を徹底するにあたっては、遊技ホールに設置されている遊技機に対し、釘調整等によって本来の性能から外れていないかを検査する必要がある。また、この検査には遊技実績に基づく所定情報が必要である。

本発明は上記事情に鑑みてなされたものであり、遊技実績に基づいて算出される所定情報を確認するために必要な処理をより好適に行うことが可能な遊技機を提供すること目的とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、乱数抽選で当選した場合に遊技者に有利な特別遊技を実行可能に構成し、電源遮断時にその直前の遊技情報を保持するバックアップ処理を実行可能であり、電源投入時に、前記バックアップ処理により保持された前記遊技情報に基づいて遊技を開始することが可能な遊技機において、遊技実績に基づいて算出される所定情報を表示可能な特定表示手段を備え、前記遊技情報が記憶される第1記憶領域と、前記所定情報が記憶される第2記憶領域とを有し、前記特定表示手段は、電源投入後、前記所定情報の表示を開始するよりも前に確認表示を所定時間実行し、前記確認表示中に、前記第2記憶領域の異常チェック処理を実行可能であり、更に前記確認表示中に、遊技実績に基づく前記所定情報の算出に関するカウント処理を実行可能としたものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明によれば、遊技実績に基づいて算出される所定情報を確認するために必要な処理をより好適に行うことが可能である。